

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
14	A	権限移譲	土地利用(農地除)	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	【支障事例】都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更と区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多量に存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にもまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われなことが懸念される。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。(参考)同時決定を行う場合、案の作成後、決定・告示まで約1年の期間を要するが、単独の場合、約半年の期間で決定・告示が可能となる。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	青森市		青森市	○国道2号線に隣接した消防署出庫所を用途廃止して、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。人口減少局面に対応した、市街化区域と市街化調整区域の取り分けについて、柔軟な見直しは市町村の権限でできるようにしていきたい。特に、公共施設が建設された土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀であると懸念される。○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽易変更については、市町村内における個別的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。	区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないことと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。
277	A	権限移譲	土地利用(農地除)	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	【提案の背景】市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しが必要となる。都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。【支障事例】区域区分は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基礎が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規に開通するに伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直しこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所で想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。	都市計画法第15条	国土交通省	八王子市			○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽易変更については、市町村内における個別的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。○区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないことと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。	区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないことと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。
17	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県による義務付けの廃止	【制度改正の必要性】不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所地在する電子申請と窓口を一本化できるが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。【支障事例等】都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止することにより、受験者の利便性向上を図る。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	愛知県		岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討して欲しい。○例え一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受付付の可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申し込み書類があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。また、本団体では前年度も郵送・窓口合わせで70人以上の申請を受け付けて国に申請書類が職員の大きな負担となっている。本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く受付けられる。また郵送による関連した申請も多く、原則は本人に送付するが、期日が迫る場合は国に送付するなど、事務処理に非常に悩まされている。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○居住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が困って申請した場合、期限内に受け付けられない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。
50	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県による義務付けの廃止	【支障事例】国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、提出された申し込み書類があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することと受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。【支障事例等】1 試験日程等についての通知・市町村にポスターの配布・掲示を依頼・庁内でポスター掲示・HPへの掲載2 願書の配布・県庁にカウンター設置、配布・郵送での配布(平成27年度は55件)3 合格発表・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示これらを含むとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。【制度改正の必要性】本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手段として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながるのと同時に、行政の効率化にも資する。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	埼玉県		岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討して欲しい。○例え一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受付付の可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申し込み書類があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。また、本団体では前年度も郵送・窓口合わせで70人以上の申請を受け付けて国に申請書類が職員の大きな負担となっている。本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く受付けられる。また郵送による関連した申請も多く、原則は本人に送付するが、期日が迫る場合は国に送付するなど、事務処理に非常に悩まされている。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○居住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が困って申請した場合、期限内に受け付けられない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。
282	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県による義務付けの廃止	【現行制度の概要】不動産鑑定士試験の受験申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。【支障事例】現在、都道府県で受ける郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本署へ確認して修正することとなるが、すでに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをする必要となり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者が迅速に、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でなかったことにより、受験者が混乱している。【制度改正の必要性】当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものも含まれていない。	【制度改正による効果】受験申込みの都道府県経由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化され、願書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	九州地方知事会	福岡県	岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討して欲しい。○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申し込み書類があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○居住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が困って申請した場合、期限内に受け付けられない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
道路などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により経易な変更と規定されていることから、都市計画区域マスタープランに基づく、広域的な観点から求められるものではないと捉えている。 なお、施行規則第13条第1項第1号の経易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないと考え。				【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「経易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない認められるものについて協議を不要とするものであり、経易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない、この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。	
今回提案の対象とする経易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものでかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が低いと考えられる道路整備や開発等に伴う数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に対し、区域区分変更までに時間的遅延が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めたものである。 道路整備や開発等に伴う、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実態からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体が受けるメリットは大きいと考え。				【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「経易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない認められるものについて協議を不要とするものであり、経易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない、この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。 また、区域区分の見直しに伴う作業を市町村が行っていたとしても、最終的に都道府県が区域区分の変更を行うべき否かを判断しているものであり、このことをもって市町村の権限としてもよいということとはできない。	
以下 都市計画法施行規則抜粋 (都市計画の経易な変更) 第十三条 令第十四条第三号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする 一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの) … 書面による受験申込先が国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現在も電子申請による受験申込は都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地価調査課(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験願書の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。 実際、不動産鑑定士試験と同く国家試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験よりも相当に多いにも拘らず(平成28年度出願者数7,730人)、受験願書の提出は、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法に限っており、受験に関する問い合わせ先も法務省としている。 … 【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考え。 【参考】国土交通省所管の国家試験(一例) ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一般建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部				【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。	各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では、5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかることを考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考え。 なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ願って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、受験願書要領の記載ぶりなどについては引き続き工夫を参りた。	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
不動産の鑑定評価に関する法律第12条の21において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けられている。 また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験願書の公平性は十分に確保されていると考え。 さらに、本県では平成27年度受験申込み182件中、約8割の149件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験申込書の郵送先を都道府県宛らに変更するだけで住民(受験者)の利便性が低下することはない。逆に、郵送より県庁に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付まで時間がかかることがある。 窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。 そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地在都道府県知事を経由して行うこととされているが、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民(受験者)の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。				【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。		各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかることを考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、また、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考え。 また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンション管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録関係事務や東の監督に都道府県が関与していないなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同様に扱うことは適当ではない。 なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ願って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
国土交通省は、都道府県を経由することした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。 受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。 本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのであれば省内の本来規模との協力体制を構築すればよいと思われる。 国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結論づけるのは早計だとと思われる。 窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けたこととした合理的な理由も見当たらない。 郵送の場合は、直接国へ郵送することでも受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで既述の都道府県に願って郵送された書類を受験者に返送しない問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。 都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。 なお、詳細については補足資料を参照された。				【全国知事会】 全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させなく受験申込の受付等が可能である。 不動産鑑定士試験は、持参による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考え。		各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかることを考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、また、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考え。 また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンション管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録関係事務や東の監督に都道府県が関与していないなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同様に扱うことは適当ではない。 なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ願って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子申請の利用促進にむけて取り組んで参りた。	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとは見えない。 この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。 また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの精算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。 このことは、工業用水事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。 工業用水事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができよう、所業の規制緩和を求めている。				【国土交通省回答】 一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみても妥当性及び公益性、また取水予定量が河川の流況等に照らして実質的に取水可能であることを確認する必要がある。 工業用水の一部を他用途に転用する場合、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実施となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。 覽書では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未満の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで特に試験的な措置に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのをご確認する必要があるため、先行的に試験的な措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を狭くしているにすぎない。試験期間終了後、水利使用者側で本格的に雑用水として水利使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。 なお、試験的な措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川(一級河川の指定区間及び二級河川)において、広域的な水利利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に準拠している取水量(日量2,500立方メートル以上)にも満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わらないものではない。 水利権の許可の変更・更新時においては、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。 また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可…の申請にあっては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」と定めており、許可申請書の添付図書の簡略化を措置している。 【経済産業省回答】 この度の提案団体からの見解については、当省としては一次回答で示したとおりである。	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容		
・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。 ・全てで都市公園内の児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまとうとする施設として認められている。 ・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実績に合わせ、解釈しての許可ではなく、設置可能な施設として「児童館」及び「集合施設」の明記を求めたい。 ・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。				【全国知事会】 都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」 【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○ 施行令5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。 児童館の設置も認められるのであれば、それは政令に明記すべきではないか。 ○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。 ○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法22条第9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることともよいものではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。	設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。 児童館については、提案団体からの見解においてご指摘いただいているとおり、都市公園の効用を全うする施設であること公園管理者が判断し、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」(同条第8項の「集合施設」として設置されている事例が多数存在する。 また、公園管理者が、公園施設として児童館を明確に「集合施設」として認定し、都市公園法施行令第5条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、同条第5項第2号の規定に基づき、地方公共団体が条例により当該児童館の性格に応じて「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」に児童館を追加することも可能である。条例による公園施設の追加については、地方公共団体が地域のニーズに適切に対応できるよう、地方分権改革推進会議の指輪を受けて措置したものであり、是非ご活用いただきたい。 上記のとおり、児童館を公園施設として都市公園内に設置することは、現行制度において想定されており、実際に事例も多数存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。	【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (イ) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集合施設」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館施設を可能とする旨を明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考える。 また、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるとのことであるが、共助社会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的な存在であり、公益的な活動を行っている実態に鑑み、規制緩和を求めるものである。規模の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を踏みと、その基準について各自自治体の許可基準や取組事例に照らすのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考える。 なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。				【全国知事会】 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記す都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」 【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○ 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記す都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」 【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。 都市公園法施行令第5条第5項の「集合施設」については、必ずしも常に公共の利用に開放されているものに限らるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。 一方で、特定の団体が占有する排他独占的な施設については、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることにも認められ、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとはいえず、公園施設としての設置は困難であると考えられる。 このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に応じた都市公園の廃止に係る考え方は、平成28年9月付け通知「大規模公園整備施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて」においてお示した通りであり、参考にされた。	【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (イ) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」において、不利益処分である命令に至るまでに慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町村の空家法を適用する事例において、適切な処理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことと規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。一方、これに抵触しない現況で有効な対応措置については、条例にて定めた場合有効であるとの見解があるが、前記の「軽微な変更」を実施する措置(最終的には行政執行)に代らず、この対応措置として認められる範囲について、どの程度の措置まなら空家法に抵触しないかを、通知やガイドライン等で明確にしたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第1次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手段、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に対する応急措置を講ずることが定められている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。 なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示しすることは困難であるが、すでに緊急時の対応について条例で定める事例を紹介しているなどの情報共有を適時行いたい。	【国土交通省】 (18) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (イ) 台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき行っている事例の調査を行い、地方公共団体に平成28年度中に情報提供を行う。 (関係府省:総務省)
砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」を取り扱うためには、省令改正が必要と考えている。 そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討したくとも、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。 なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が設けられており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも改めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのをご検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞かなくてはならない。	【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (イ) 認可権者は届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省)
経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広く解釈し、市町村長からの要請についても幅広く対応可能なことであるが、 ① 砂利採取法の目的が「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。 ② 条文上、災害の定義が明確でないため、水質汚染、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に要するが「災害」に該当するとは認められておらず、現時点で、経済産業省が想定されるが「災害」には適用されていない。 ③ 将来にわたる「災害」が発生するおそれに対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。「水質汚染、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響等」はいつ発生するかわからないため。 ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは国等に比べて相当の負担を必要とする。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争点となる可能性もあり、条文と解釈に乖離が生じかねない。 上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地層全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等の悪影響を及ぼすおそれがあるため、このように発生するおそれがある場合、砂利採取の規模や態様等により認定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の見解は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関係団体を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法の表現では不十分であると考えられる。災害等に関する具体的な定義と市町村長の関与等について明文化した方がよい。	【豊田市】 府県見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実に発生してしまっている。 よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○ 以下の点に鑑み、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であるという解釈については、法律上、明記を規定すべきではないか。 ① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の条文から読み取ることは困難ではないか。 ② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと解釈を与える表現があるのではないか。 ③ 法制定後約50年になつて当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が運用されてきたのではないかと。 ④ 第37条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利利益にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないかと。	「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、法律上、明記を規定すべきではないか。 なお、法第37条第1項の「災害」の解釈は、法第19条の認可基準等から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含んだ概念であることについても、当省と内閣法制局との間で文書にて確認されているものであるため、法改正は不適切な通知により対応し、また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑み、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずるべきことを要請することができる。他方で、過去からの砂利採取が地域全体に一定割合を超えたことに基づいて、本法における「災害」が直ちに生じるということもできず、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。	【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (イ) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年度中に通知する。 (関係府省:経済産業省) 【措置済み(平成28年11月15日付け)経済産業省製造業局産業政策課、国土交通省水管理・国土保全局水政課課長】		

国土交通省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
113	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易の見直し(拡大)	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。	市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の削減につながることも多い。公共施設の適正化に即応した都市計画となる。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	浜松市	鳥取市、徳島市、宇和島市	○公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更について、効率的に実施できるような解釈を見直しを要する。 ○本市においてのみ処理施設の統合を検討し、より効率的な都市計画変更について、効率的に実施できるような解釈を見直しを要する。 ○新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽易な変更でよいと考える。 ○一般廃棄物の処理施設は、「(都市計画)みどり環境(一般廃棄物処理施設)」として清掃センターが平成15年度に竣工し、都市計画決定された区域(※Aとす)で運用している。平成35年度までに、他市と共同でこのみ処理施設(ごみ処理施設及び大規模処理施設)を清掃センターが立地する都市計画決定済みの区域(A)に建設していただくことが平成27年度に決定し、環境管理費の手続きを進める。 ○都市計画決定の区域が変わらないが、(関係国等)を得たと思われる県の見解は名称等変更する「軽易な変更」に当たらないとして、正味の都市計画決定・変更手続きを前記した都市計画決定権者による環境影響評価手続きが必要と見ていた。提案事項は一般廃棄物処理施設の廃止であったが、自治体の場合、ごみ処理施設の法的的集約を要し、既存の都市計画決定区域内での施設の集約化しようとしたもので、「市民生活に直接影響を及ぼさない施設」の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい、という提案に賛同すると思われる。 ○本市において、今後、一般廃棄物処理施設の廃止が見込まれることあり、施設と併称、既に代替施設が稼働するなど、施設し廃止し不要な市民生活に影響のない場合については、事務的観点から軽易な変更の継続のため、軽易な変更の対象としていただきたい。	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議を必要とするものが乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ごみ処理施設等の廃止・用途変更については、都道府県との協議を必要としているのは、 ・都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること ・都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることにも変わりはない。	
256	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易の見直し(拡大)	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。	市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の削減につながることも多い。公共施設の適正化に即応した都市計画となる。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	指定都市市長会	宇和島市	○新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽易な変更でよいと考える。	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議を必要とするものが乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ごみ処理施設等の廃止・用途変更については、都道府県との協議を必要としているのは、 ・都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること ・都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることにも変わりはない。	
119	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定 放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じない理由を自ら説明等することができ、 また、行政代執行法第3条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 現在、根拠強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	公園管理者により、速やかに放置自動車を除却することができれば、公園利用者の危険もなくなり、また公園やまちの美観を保護することができる。	都市公園法第27条第3項	国土交通省	岐阜市	北海道、日高市、上越市	○本市において1年前から公園内にも放置車両が散見され、市の環境保全条例にも処分を行うとしたこと、所有者は判明しており、ナンバープレート(自動車登録ファイル)を登録しているため、所有権移転等しなくても所有者の住所が判明し、現在に於いては、場所不明で所有者が不明であるため、所有者は、車検を返却していただく。自動車ディーラーの名義になっており、購入者(住所不定・住所不明)が使用者の名義となっている。現在、民事裁判による強制執行の処分を研究中である。 ○放置で管理している民間団体の駐車庫(約2799台)のうち所有者が当該駐車庫を移動した事業者あり。○どの市で公道で取り去ることができ、手続きに時間がかかる。○置く公園に反するの解釈も限定的であることから、都市公園法において、速やかに除却が可能となれば、公園利用者へのメリットが大きい。	公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。)の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物等の除却を命ずることができ、また、この命令に違反した者に対しては、行政代執行法に定めるところにより代執行を行うことができる。 一方、相手方を確知することができない場合に限っては、同法第1項の命令も、行政代執行法に基づく代執行も、実効を發揮することができないことから、法第27条第3項は、その場合であっても公園管理者上の障害を除去することができるよう、公園管理者で特別の代執行権を付与している。 以上のとおり、都市公園に係る代執行については、行政代執行法に基づき行われることが原則となっており、法の規定に基づく代執行は、相手方を確知することができないという例外の場合にのみ行われることである。 これは、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に關して定められた行政代執行に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。 なお、都市公園法以外の公物管理(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づく代執行が原則とされているところである。	
123	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを、 また、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	【改正理由】 国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与するという目的のため、制度の運用に際しては一定の基準の必要を否するものではないが、都市計画は自治体の責任において運用されるものである。 【制度改正による効果】 地方の実情に合った審議会運営が可能となること、委員への女性費用率の向上が期待される。 特に、審議会における男女の均衡ある費用については、女性の社会進出を促進するものである。一応総活躍社会の実現に資するものである。	都市公園法第27条第3項	国土交通省	宮城県、広島県	-	○本県議員も、議員は県の附属機関の委員に就任しない(法令で定めるものを除く。)ことを先例で定めており、議員の就任を必要とする政令、県の附属機関に対する説得・説教等の手段との間で議論がなされている。 ○今後、都市計画審議会において、地元に於けるまちづくりの視点等から、地域代表者やNPO等の委員として審議していただくことが必要となることも考えられる。このため、県の実情に応じて、県の職員で多数に委員構成を決めることである。政令で規定されている一定の職種の制約があることについては、賛成である。なお、当該都市計画審議会条例は今年度の審議会での委員の構成等も規定している。	都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当する制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うとともに、相対立する住民の利益を調整し、さらに利害関係の権利、利益を保護することが必要であるため、都道府県が都市計画の決定を行うに当たっては、学識経験者、市町村長を代表する者、都市計画審議会議員からなる都道府県都市計画審議会の議を経ることとしている。 例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることとなる住民全体の利益を代表するものを構成員として加える必要性があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。	
133	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に導入できる工業(製造業)、道路貨物運送、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が創業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特別により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年年度に農工団地への入居を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場跡地後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や水質・バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や次世代ガス発電施設や熱供給など、雇用に加え、団地内へのエネルギー安定供給に寄与する業種が追加できること、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該特例により分限を許している。 ○今後、農工法を改正することによって、長期的な未活用団地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に達成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を促進するために地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する遊休団地の整備を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、(1)常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、(2)必ずしも専門的な知識や高度な技術を必要としないこと、等の考え方が業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、事業者の就業促進等の観点から、農工法を始め、これまで各省各府が実施してきてきた様々な施策の効果を確認の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、業種等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。	
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に協議し、その同意を得なければならない。主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られることとし、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期実現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第3項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。) ○関係省庁間で協議が止まり、報告のみとなり、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が期待される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)	○貴府が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、関係4市町(意見照会)確認した上で関係各課による確認を行ったお時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いている。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の策定を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意を依頼しているところである。 ○貴府からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実照会や誤りの指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴府を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要することはやむを得ないと考えられている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答を求めるとは考えられないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に協議し、その同意を得なければならない。主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られることとし、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期実現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第3項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県、北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。) ○関係省庁間で協議が止まり、報告のみとなり、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が期待される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)	○貴府が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、関係4市町(意見照会)確認した上で関係各課による確認を行ったお時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いている。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の策定を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意を依頼しているところである。 ○貴府からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実照会や誤りの指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴府を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要することはやむを得ないと考えられている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答を求めるとは考えられないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定められていることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画の調整が必要はないと考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要があることは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用されるものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の経手を行って行けば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても改めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>【徳島市】</p>	<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定められていることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画の調整が必要はないと考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要があることは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用されるものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の経手を行って行けば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても改めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業計画による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更(軽易な変更)の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一、市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>		
<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定められていることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画の調整が必要はないと考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要があることは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用されるものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の経手を行って行けば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても改めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業計画による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更(軽易な変更)の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>			<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一、市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>		
<p>本件提案は、放置自動車の所有者を特定できる場合であっても、都市公園法による除却命令、行政執行法による代執行のいずれも実効を奏できない現状から提案したものである。</p> <p>行政執行法についての意義的支援は、行政執行法第2条の規定により「著しく公益に反すると認められるとき」に限られることにある。</p> <p>本件のように、公園の駐車場・長期放置されている自動車などがわずかに1台ある程度では、当該要件に該当しないとの法解釈があり、行政執行の前提である著しく公益に反するに達する見込みが乏しいと判断される。可能であるならば、本件のような場合であっても行政執行が可能である旨、通知等でご指示をお願いしたい。</p> <p>市町村においても、同様の事例において、放置自動車等を除却せず放置されており、行政執行法が適用されない場合においては、相手方が撤去しない限りは、苦慮していることを理解していただきたい。</p> <p>都市公園に市民が求めるものは安心・安全はもとより美観、心休まる憩いの場所であり、また多くの子供たちが遊ぶ場所といった特徴があり、本市においても良好な景観を築くとともに、遊具、園路等施設の整備による事故の無いよう最大限の注意を払っており、放置自動車に起因する事故のリスクを急いで除去しなくてはならないと考える。</p> <p>以上のことから、個人の権利保護を十分考慮する必要があるかと考えるが、都市公園の特色にも鑑み、都市公園法において、一般公益を保護するために、相手方が特定できる場合であっても、放置自動車を公園外に除却する方ができる旨の規定を設けるべきではない。</p> <p>よって再検討を求め。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>都市公園に係る代執行については、個人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に關して定められた行政執行法に基づく代執行を原則としている。</p> <p>この原則は、道路、河川等の他の公物においても同様であり、都市公園に限って代執行に係る要件や手続きを緩和することは困難である。</p>		
<p>附属機関の構成員についての行政事例によると、議員を附属機関の構成員として加えることの可否については、違法ではないが、適当ではないとしている(昭和28年1月21日「自行政発第16号」)。附属機関があくまで執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であることを認めると、附属機関に議決機関の構成員である議員が加わることは、地方自治の二元代表制の要請から、好ましくないものと考えられる。</p> <p>また、都市計画審議会の機能の一つに利害調整の機能があり、住民利益を代表する者を構成員として加えることが必要だとすると、住民利益の代表者の選定については、法律により「県議会議員」や「市町村議会議員」等と定めるのではなく、国では技術的助言等による例示に留める等、地方自治体の判断に委ねるべきと考えられる。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直しすべきである。</p>		<p>「議事委員会の活動の限界」(昭和28年1月21日、自行政発第16号)については、地方自治法第202条の3の規定により条例で定める附属機関の解釈について述べられたものと認識しており、都市計画審議会、都市計画法第77条又は第77条の2の規定に基づき設置される機関であって、当該条例で定める附属機関の解釈・運用がそのまま妥当なものではないと考える。</p> <p>また、都市計画は財産権への制約を課するという性格を有し、都市計画審議会の構成は都市計画決定等の手続において多大な影響を及ぼすため、住民全体の利益を代表する「議会議員」等を政令によりその構成員として位置付けられているものである。</p> <p>このため、「議会議員」等を位置付けることには一定の合理性を有しているものとする。</p>		
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を実施して工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第参入するところが多くある。</p> <p>農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考える。</p> <p>また、貴省からの回答では対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところとあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>	<p>【秋田県】</p> <p>昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「必ずしも専門的な知識や高度な技術を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。</p> <p>一方で、必ずしも給与にとらわれず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出2の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれぬ産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。</p> <p>総務省農センサス2015によると、日本の農業戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小しているものの、依然、高い水準を維持している。</p> <p>本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。</p>				<p>御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合は除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。</p> <p>なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>(11)農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に経路を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:厚生労働省、農林水産省及び経済産業省)</p>	
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針」の制定について)(平成27年4月1日付け)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が成立できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係府内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討をお願いしたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の効果を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画と同一の方向性となるよう計画の作成作業の事前に通知文を発生している。</p> <p>○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>(15)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針」の制定について)(平成27年4月1日付け)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が成立できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係府内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討をお願いしたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の効果を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画と同一の方向性となるよう計画の作成作業の事前に通知文を発生している。</p> <p>○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>(15)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>			<p>〇一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>〇なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(5)離島振興法(昭28法72)</p> <p>離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>			<p>〇一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>〇なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(5)離島振興法(昭28法72)</p> <p>離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	
<p>これまで貴省は、第3種旅行業が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行業者に課しているもので、第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。</p> <p>しかし、第3種旅行業者は、受注型企画旅行等において既に営業所所在地を都道府県を超える旅行権限があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が阻害されるものではないと考えられる。</p> <p>また、本提案は昨今は観光旅行のニーズが高まっているところ、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係を有する第3種旅行業者は、その実施主体となる受託として最も適当であり、着地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。</p> <p>折しも『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第3種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備することとされているところ。本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行業者の範囲拡大による現行の財産的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)』のとおり、「拠点区域の範囲の見直し」を視野に入れた検討を行われた。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(昭27法239)</p> <p>(Ⅲ)第3種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の有する市町村とその隣接市町村に限定されているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</p>	
<p>府民の不公平感を是正する意味から214000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考えられる。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。</p> <p>また、国土交通省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること</p>	<p>〇 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するの可否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するのかわらぬことを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>〇 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応しなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>〇 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携が可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成28年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載)</p> <p>提案団体が挙げている収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による賃貸住宅の管理に関する事務を独自利用事務の情報連携対象事務とする。また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能なため、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。</p> <p>なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となるため、最速で平成30年4月以降となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等)を構成)を年1回開催することとする。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(17)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。 高等学校等奨学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸付に関する事務(別表2の108)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 <p>(関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)」を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会及び総務省) 独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体)を構成)を年1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
地域の関係者の協議における判断によるとあるが、判断基準が明確になっていない。 例えば、三田市のようにタクシー事業者の営業範囲であり、路線バスが通っているがバス便は通学時間帯に限られるといった地域等は「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とすることが可能か、判断基準をお示しいただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家所有借放客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とは、一律に基準を設けるのではなく、各地域の実情に応じた内容となるべきものである。 このため、同地域であるか否かの判断については、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の地域の関係者を構成とした協議会において、当該地域の公共交通機関の輸送の状況等の地域の実情に応じて、適切に判断されるべきと考える。 また、国による判断基準を設けた場合、各地域の実情を勘案した柔軟な運送サービスの実施が困難となるおそれがある。 いずれにせよ、協議会については、適正な運営等がなされるよう、引き続き地方運輸局等において必要な合意が得られるよう適切な助言等を行ってまいりたい。	-
空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。 例えば、長屋の住戸のうち使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産評価額等の利用、補修等の簡式代執行、税制上の措置ができない。 また、府県からの回答にもあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求め、	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第1次回答においてお示しているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一部分にすぎず、一住戸ごと「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不適当である。 なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行ってほしい。	6【国土交通省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)一部が空き家となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省：総務省)
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく簡式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続を代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、簡式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が認知できない場合には、市町村長から届出をすることで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。	-	【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の国庫帰属に関する規定について、相続人不在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく簡式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用させることは困難である。 また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任を立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとするれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。	-
地方創生に資するため、国においてもUターンを促進しているなか、地方においても公営住宅を活用した「お試し居住」を推進している。しかし、就業や居住先等を探す必要があるため、結果として大半のお試し居住者が1年以上居住しているにもかかわらず、地域対応活用は原則1年以内とされており、地域の実態と合っていない。 自治体の自主的な判断と責任のもと、公営住宅の本来の目的を妨げることない範囲で、地域の実情に応じて使用期間を定められるよう、現行の「原則1年以内」とする規制の緩和を求め、	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		第1次回答においてお示しているとおり、急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することも考えられること等から、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがあるため、目的外使用の期間を1年以内とし、事業主体に対し、引き続き目的外使用しても公営住宅の適正かつ合理的な管理の支障のないことを確認していただくよう求めているものである。 なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。	6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) (3)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に法定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。
急速に失われている都市農地の希少性に鑑み、その保全を図る観点から、提案の趣旨に沿った速やかな検討をお願いする。 また、都市農業振興基本計画では、早期に地方計画を作成するよう努めるものとしている。地方公共団体が地方計画の策定に遅滞な着手できるよう、検討の方向性、中身と今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。	-	【鎌毛区】 生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改正されたい。特に、税制については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。	-	【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、		検討の方向性や中身に関しては、1次回答のとおりであり、当該内容について速やかに検討して参りたい。	6【国土交通省】 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>屋内階段の寸法については、「今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している」とのことなので、迅速な検討をお願いします。</p> <p>また、「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、こちらも併せて迅速な検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。</p>			<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (イ)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>
<p>「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、迅速な検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。</p>			
<p>(1)については、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」において議論する内容であるため、関係省庁間での迅速な検討をお願いします。</p> <p>(2)特別用途地域内でホテル、旅館の建築を可能とする条例制定の内容は、地域の実情に応じて個別に判断定められるものであることから、国土交通大臣の承認を必要としないよう、検討をお願いします。</p>				<p>【全国知事会】 特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。</p>		<p>用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地等に於ける建築物の最低限の基準を定めたものである。これを緩和する条例を制定することは、個別の建築物について特例的に許可することは異なり、基準そのものについて一般的な緩和を認めることになり、規範の定立そのものであるため、大臣の関与は不可欠と考える。</p>	
<p>水車は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正しく取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。</p> <p>このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていたが、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されているか、道路の本来的機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求めます。 なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。</p>		<p>道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。</p> <p>当該検討の材料として、貴団体において道路区域内に設置しようとする工作物の特徴の詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的に示してください。</p> <p>また、水素の正しい取扱いとは具体的にどのような方法指し示しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。</p> <p>それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を案案のうえ、これを占用許可対象物件とすることの適否について検討して参りたい。</p>	
<p>自家用有償旅客運送は、平成27年4月より、実施主体が拡大されたところであるが、過疎地等においては、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域も存在する。</p> <p>このため、地域公共交通法において、関係者の合意が得られた場合など、一定の要件を満たした場合に限って、実施主体に旅館事業者等の民間事業者を加えることが必要であると考えます。</p> <p>観光誘客における「二次交通」の確保や、地域住民の足の確保といった、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、再検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>有償旅客運送は、安全・安心の確保の観点から、原則として、安全体制等が適正に確保された一般旅客自動車運送事業者によって行われるべきものである。</p> <p>しかしながら、少子高齢化、過疎化等の進行により、一般旅客自動車運送事業者が採算性の面から継続が困難な地域を中心に撤退が進んでおり、地域の生活交通の確保が大きな課題となってきた。このように一般旅客自動車運送事業によっては、地域住民に対する十分な運送サービスが提供されない場合においては、これを補完する目的として自家用有償旅客運送制度が創設された。</p> <p>このため、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー等によっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の関係者が合意した場合に実施できるものとし、また、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。</p> <p>また、平成27年4月より、非営利性を前提に一定の継続性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き団体」について自家用有償旅客運送の実施主体となることを可能としており、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域においても、自家用有償旅客運送が行うことが可能となるような対応をしているところである。</p> <p>自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。</p>	
<p>市町村が運送主体であっても、運送により生じる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車料)の収受が認められていることは承知したが、そもそも、国土交通省秋田運輸支局より「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年事務連絡)の通知の解釈上、市町村実施の場合は含まれないとの回答を受けたこと(平成27年9月2日、秋田運輸支局を訪問、回答を得ている)から今回提案をしたものであり、今後こうした解釈の齟齬がないよう、通知等で明確に示してもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>旅客運送においては、当該旅客運送が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車料)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。</p> <p>上記の解釈については、平成18年に事務連絡を発生し、各地方運輸局に対し周知を行っているところであり、引き続き適切な制度運用が行われるよう努めてまいりたい。</p>	

